

山梨市役所地球温暖化対策実行計画

平成 20 年 3 月

山 梨 市

目 次

第1章 計画の基本事項

- 1 計画の目的..... 2
- 2 計画の期間..... 2
- 3 計画の対象とする事務及び事業..... 2

第2章 温室効果ガスの排出状況

- 1 基準年における温室効果ガス排出量の算定対象..... 4
- 2 排出源となる活動の種類と活動量..... 5
- 3 二酸化炭素の排出量..... 5

第3章 目 標

- 1 温室効果ガス排出量の削減目標..... 8
- 2 取組ごとの目標..... 8

第4章 取組項目

- 1 省エネルギー対策..... 10
- 2 省資源対策..... 10
- 3 グリーン購入..... 11
- 4 施設等の建築・改修における配慮..... 11
- 5 市民、事業者との協力..... 11

第5章 計画の推進・点検・評価

- 1 推進・点検体制..... 12
- 2 進捗状況の点検と公表..... 13
- 3 職員に対する研修..... 13

第1章 計画の基本事項

1 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条及び京都議定書目標達成計画に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

参考 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。また、平成25年度から次期実行計画を策定・推進するものとする。

なお、この計画で掲げる各目標の基準年は平成18年度とする。ただし、平成19年度以降に設置し稼動する施設等については、適時個別に目標の設定を行うこととする。

3 計画の対象とする事務及び事業

この計画の対象範囲は、市が行う全ての事務及び事業とする。

なお、外部に委託、指定管理者制度により実施するものは対象外とするが、温室効果ガスの排出削減等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請することとする。

対象とする施設等については、表1のとおりである。

表1 対象施設等 管理課別一覧

課名	対象施設	指定管理者等に協力を求める施設	関係業務
秘書人事課	なし		職員研修
総務課	なし		省資源 市営バス
総合政策課	情報通信センター		
管財課	山梨庁舎		庁舎管理 グリーン購入
税務課	なし		
市民課	なし		
福祉事務所	市立保育所(11)	老人健康福祉センター	
少子対策課	なし	児童センター(3)	
晴風園	養護老人ホーム晴風園		
保健課	保健センター(2)	サービスセンター(3)、 牧丘病院	
環境課	環境センター		ごみ減量化 省エネ新エネ
商工労政課	働く婦人の家、勤労者福祉センター		
観光課	市営温泉(3)、駅前観光案内所、公衆トイレ(8)、 オチャドリルッヅ、ふるさと記念館	道の駅(2)、大弛避難小屋	
農林課	道路照明	フルーツセンター、多目的集 会施設(2)、味噌・蕎麦挽き 加工施設、特産物加工施設	森林整備 緑化
建設課	道路照明		
都市計画課	万力公園、駅前事務所、駅前駐車場・駐輪場		
下水道課	なし		
会計課	なし		
議会事務局	なし		
水道課	課事務所、上水道施設、牧丘・三富簡易水道施設		
学校教育課	市立幼稚園(1)、市立小学校(12)、市立中学校(3)		
生涯学習課	市民会館(図書館・中央公民館含む)、総合会館 (諏訪公民館)、三富基幹集落センター(統括公民 館)、公民館(10)、花かげホール、牧丘郷土文化 館、グリーンロッジ、横溝正史館		
社会体育課	市民総合体育館(プール・軽スポーツ広場含 む)、B&G海洋センター、石原なち子体育館、市 民スポーツ広場、夜間照明施設(15)		
牧丘支所	牧丘庁舎		
三富支所	三富庁舎		

(運営を休止している施設についても、管理をしている施設については対象に含める)

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 基準年における温室効果ガス排出量の算定対象

排出量算定の対象とする温室効果ガスとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項においては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六フッ化硫黄の6種類の物質が規定されているが、基準年においては二酸化炭素のみを算定対象とする。

なお、平成20年度からは表2に挙げた4種類の温室効果ガスについて、各々に掲げた排出源となる事務・事業を対象として、排出量を把握することとする。

表2 温室効果ガスの種類と排出源

温室効果ガスの種類	排出源	温室効果ガスの排出量算定の根拠
二酸化炭素(CO ₂)	・燃料の燃焼 ・電気の使用 ・一般廃棄物の焼却	・ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPガスの使用量 ・電気使用量 ・一般廃棄物に含まれる廃プラスチック類の焼却量
メタン(CH ₄)	・公用自動車の走行 ・一般廃棄物の焼却 ・し尿処理	・公用車の走行距離 ・一般廃棄物の焼却量 ・し尿、浄化槽汚泥の処理量
一酸化二窒素(N ₂ O)	・燃料の燃焼 ・公用自動車の走行 ・一般廃棄物の焼却 ・し尿処理	・自動車を除くディーゼル機関の灯油、A重油使用量 ・公用車の走行距離 ・一般廃棄物の焼却量 ・し尿、浄化槽汚泥の処理量
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	・カーエアコンからの漏出	・対象ガスが使用された平成4年以降の公用車の台数

温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の発生は、本市の事務・事業に起因しないため、算定対象から除外する。また、発生量が微量と考えられる排出源については、迅速な集計・公表および対応を図るため、対象から除外する。

2 排出源となる活動の種類と活動量

本市の事務・事業のうち、二酸化炭素が排出される活動について、活動の種類ごとの基準年（平成 18 年度）の活動量は表 3 に示すとおりである。

表 3 排出源別の活動量

活動の種類		単位	活動量 (H18 年度)
燃料の使用	自動車	ガソリン	68,686
		軽油	23,881
	冷暖房	灯油	152,886
		A 重油	12,431
	その他 ボイラー	灯油	231,202
		A 重油	95,505
	LP ガス	kg	81,511
電気の使用		kWh	12,189,299
プラスチックごみ焼却		t	299.5

3 二酸化炭素の排出量

基準年（平成 18 年度）の活動量から算出した二酸化炭素総排出量は、約 6,655 トン（6,654,588 kg-CO₂）であった。（体積に換算すると、およそ東京ドーム 2.7 個分に相当する。）

排出源となる活動種類別の二酸化炭素の排出量は、表 4 に示すとおりである。活動種類別の比率は、電気の使用からの排出量が最も多く全体の約 62% を占めており、次いでその他ボイラー（温泉やプールなどの加温・給湯用）の燃料使用からの排出量が約 13%、プラスチックごみの焼却からの排出量が約 12% となっている（図 1 参照）。

また、管理する施設の運営、公用車の使用による課ごとの二酸化炭素の排出量は、表 5 に示すとおりである。ごみ焼却場の運営を行う環境課からの排出量が約 23%、上水道の供給を行う水道課からの排出量が約 22% となっており、合計で全体の約 45% を占めている（図 2 参照）。

表 4 活動種類別の二酸化炭素排出量

活動の種類		排出量 (kg-CO ₂)	比率	
燃料の使用	自動車	ガソリン	159,464	2.4
		軽油	62,550	0.9
	冷暖房	灯油	380,607	5.7
		A 重油	33,683	0.5
	その他 ボイラー	灯油	575,574	8.6
		A 重油	258,783	3.9
	LP ガス	244,558	3.7	
電気の使用		4,132,172	62.1	
プラスチックごみ焼却		807,196	12.1	
合 計		6,654,588	100.0	

（数値を四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合がある）

表5 課別の二酸化炭素排出量

課名	備考		活動区分別CO2排出量		CO2排出量合計
	対象施設	公用車 使用台数	施設利用・運営 ¹	公用車利用	
秘書人事課	なし	3		12,269	12,269
総務課	なし	7		8,866	8,866
総合政策課	情報通信センター	4	39,549	3,814	43,363
管財課	山梨庁舎 ²	3 ³	103,512	2,207	105,719
税務課	なし	5		8,179	8,179
市民課	なし	1		620	620
福祉事務所	市立保育所(11 うち休所 ²)	10	128,157	3,801	131,958
少子対策課	なし	1		662	662
晴風園	養護老人ホーム晴風園	4	139,609	2,886	142,496
保健課	保健センター(2)	10	21,865	9,179	31,044
環境課	環境センター	7	1,511,483	14,632	1,526,115
商工労政課	働く婦人の家、勤労者福祉センター	1	44,848	940	45,788
観光課	笛吹の湯、鼓川温泉、花かげの湯 ⁴ 、駅前観光案内所、公衆トイレ(8)、オーチャードヴィレッジ(休業)、ふるさと記念館(休館)	6	872,118	15,033	887,151
農林課	道路照明 ⁵	9		14,085	14,085
建設課	道路照明 ⁵	7		10,392	10,392
都市計画課	万力公園、駅前事務所、駅前駐車場、駐輪場、万葉温泉ポンプ	6	119,091	5,932	125,022
下水道課	なし	4		4,663	4,663
会計課	なし	なし		93	93
議会事務局	なし	1		1,667	1,667
水道課	課事務所、上水道施設、牧丘・三富簡易水道施設	10	1,456,458	17,851	1,474,309
学校教育課	市立幼稚園(1)、市立小学校(12 うち休校 ¹) ⁶ 、市立中学校(3)	10	812,218	53,367	865,585
生涯学習課	市民会館(図書館・中央公民館含む)、総合会館(諏訪公民館) ⁷ 、三富基幹集落センター(統括公民館)、公民館(10)、花かげホール、牧丘郷土文化館、グリーンロッジ、横溝正史館 ⁸	3	598,582	3,768	602,349
社会体育課	市民総合体育館(プール・軽スポーツ広場含む)、B&G海洋センター、石原なち子体育館、市民スポーツ広場、夜間照明施設(15)	3	455,009	4,532	459,541
牧丘支所	牧丘庁舎	12	79,575	10,132	89,707
三富支所	三富庁舎 ⁹	8	50,500	12,446	62,946
合計		132	6,432,573	222,015	6,654,588

(数値を四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合がある)

1 電気・LPガス・灯油・A重油の使用、プラスチックごみ燃焼による、電気使用について、定額契約のものは今回は含めていない。また、複数課で使用・支払をしている施設については、基本的に契約名義となっている施設にすべて含める。

2 水道課事務所の電気使用を含む。

3 庁用バスの軽油使用量については、今回は含めていない。

4 花かげホールの電気使用を含む。街路灯は総合会館・B&G・デイサービスセンター(社協)と共用。

5 道路照明の電気使用については、ほとんどが定額契約となっているため今回は含めていない。

6 岩手・牧一小的の電気使用については夜間照明施設分を含む。堀之内小の電気使用については体育館使用を含む。(社会体育課)

7 B&G・デイサービスセンターの電気使用を含む。街路灯は花かげホール・B&G・デイサービスと共用。

8 横溝正史館については、平成19年3月閉館のため、今回は含めていない。

9 三富基幹集落センターの電気使用を含む。

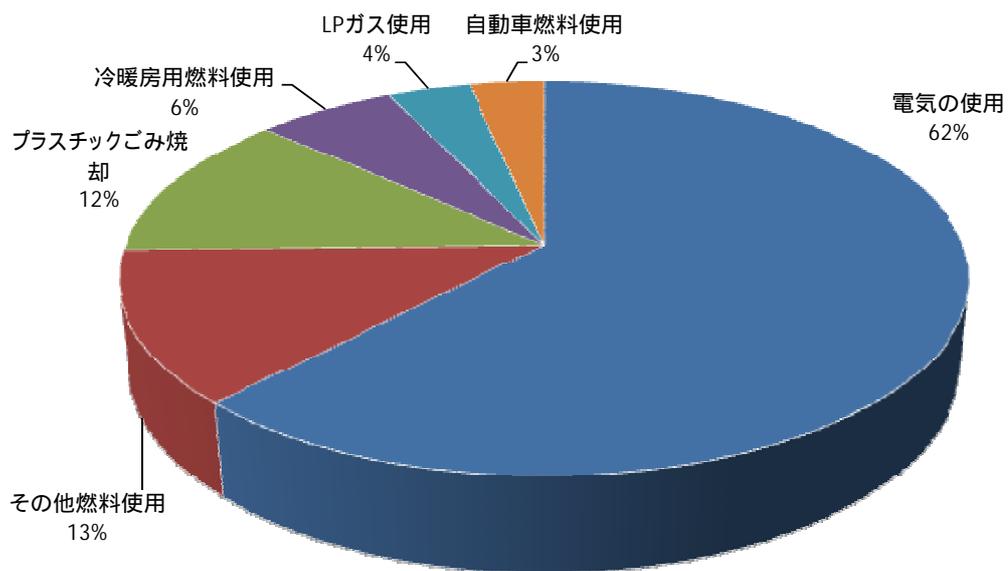


図1 活動種類別の二酸化炭素排出量内訳

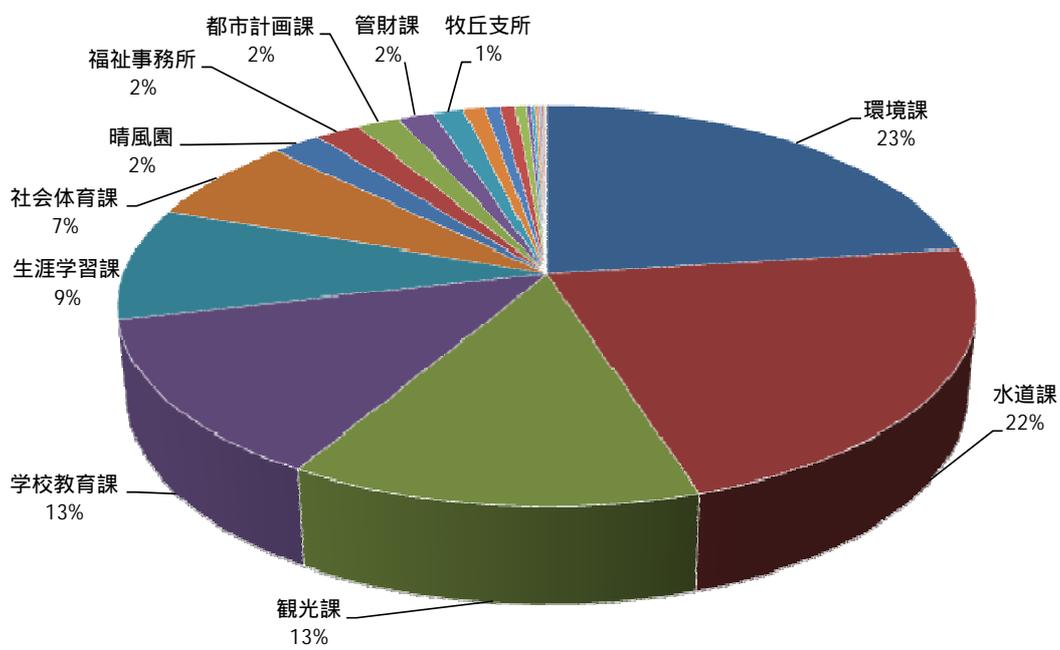


図2 課別の二酸化炭素排出量内訳

第3章 目 標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

二酸化炭素排出量について、平成 24 年度までに、平成 18 年度比で

9 % 以上 の削減を目指す

(山梨・牧丘・三富庁舎は含めない)

各庁舎については、平成 20 年度に新庁舎への移転があり、電気使用量や冷暖房燃料使用量の大幅な変化が予想されるため、計画当初の数値目標の算定対象としない。移転後の平成 21 年度の使用量を把握し、別に数値目標を設定することとする。

ただし、各庁舎の数値目標を設定するまでの間は、二酸化炭素の排出量を定期的に求め、本計画の数値目標に沿うよう積極的な取組を行う。

2 取組ごとの目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減に関わる取組

自動車燃料の使用量を 36% 削減する

冷暖房用燃料の使用量を 3% 削減する(山梨・牧丘・三富庁舎は含めない)

その他ボイラーの使用量を 2% 削減する

LP ガスの使用量を 5% 削減する(山梨・牧丘・三富庁舎は含めない)

電気の使用量を 10% 削減する(山梨・牧丘・三富庁舎は含めない)

プラスチックごみ焼却量を 10% 削減する

表 6 活動種類別の二酸化炭素排出量削減目標

活動の種類			排出量 (kg-CO2)		削減率 (%)
			基準年度(18年度)	目標年度(24年度)	
燃料の使用	自動車	ガソリン	159,464	127,571	20
		軽油	62,550	12,510	80
	冷暖房	灯油	377,458	366,134	3
		A 重油	0	0	
	その他 ボイラー	灯油	575,574	564,062	2
		A 重油	258,783	253,608	2
	LP ガス		238,482	226,558	5
電気の使用			3,941,494	3,547,345	10
プラスチックごみ焼却			807,196	726,476	10
合 計			6,421,002	5,824,265	9.3

(数値を四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合がある)

平成 18 年度山梨・牧丘・三富庁舎からの排出量 (233,586 kg-CO2) は含めていない。

(2) その他地球温暖化に関連する取組

水道の使用量を 5% 削減する(山梨・牧丘・三富庁舎は含めない)

平成 18 年度		平成 24 年度目標値	
278,138	m3	264,231	m3

平成 18 年度山梨・牧丘・三富庁舎使用量(3,690 m3)は含めていない。
井戸水や地区簡易水道組合の水を利用している施設の使用量は含めていない。

コピー用紙の購入量を 5% 削減する

平成 18 年度				平成 24 年度目標値			
A3 (枚)	A4 (枚)	B4 (枚)	B5 (枚)	A3 (枚)	A4 (枚)	B4 (枚)	B5 (枚)
333,000	5,460,000	1,140,000	347,500	316,350	5,187,000	1,083,000	330,125

第4章 取組項目

1 省エネルギー対策

(1) 自動車燃料使用量の削減

- エコドライブを実施する。
- 遠距離移動の際は公共交通機関を積極的に利用する。
- 効率的な相乗に努める。
- 車両の点検・整備を適正に行う。
- バイオディーゼル燃料の使用を推進する。
- 低公害車、低燃費車の導入を推進する。

(2) 冷暖房用燃料使用量の削減

- 冷暖房温度は、冷房 28 度、暖房 20 度を目途に適正な調整に努める。
- 冷暖房機器の維持管理を適正に行う。

(3) その他ボイラー(主に温泉・プール等の加温・給湯ボイラー)燃料使用量の削減

- 設定温度や使用時間の適正な調整に努める。
- 機器の維持管理を適正に行う。

(4) 電気使用量の削減

- エアコンの設定温度は、冷房 28 度、暖房 20 度を目途に適正な調整に努める。
- エアコンを利用する際は、隣接する課と連携し、窓を閉めたりブラインドを降ろすなど利用効率を高める。
- エアコンは、フィルターの清掃を定期的に行うなど維持管理を適正に行う。
- 気候に対応した適切な服装を心がける。
- 蛍光灯は事務に支障がない限り取り外す。
- 使用していない会議室等の消灯を徹底する。
- 昼休みは事務に支障がない限り消灯する。また、夜間についても、必要最低限の範囲とし、それ以外は消灯を徹底する。
- 電気製品を長時間使用しない時は、主電源を消すかコンセントを抜く。
- 一斉定時退庁日の実施を検討する。
- 温暖化対策の啓発と促進を図るため、省エネナビの導入を検討する。

2 省資源対策

(1) 水道使用量の削減

- 手洗いや洗車等の際は小まめに水を止めるなど必要最低限の利用に努める。
- 節水コマや水圧調整の導入を推進する。

(2) 紙類使用量の削減

両面印刷・両面コピーを徹底する。

片面使用済み用紙を積極的に利用する。

会議資料等のページ数や配布部数は必要最低限の量とする。

庁内 LAN を積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。

(3) ごみ排出量の削減

使用済み封筒やファイル等事務用品の再使用を徹底する。

特に名刺サイズ程度の紙類やプラスチック類についてのリサイクルを徹底する。

マイ箸・マイバックを利用する。

3 グリーン購入

(1) 環境負荷の少ない製品やサービスを積極的に選択する

物品等の購入にあたっては、その必要性・必要量を十分に検討し、「山梨市グリーン購入調達方針」に基づき、山梨市グリーン購入対象物品表に定める選択基準に沿って、できる限り環境への負荷が少ない物品の購入に努める。

(2) 環境負荷の少ない建築・工事材料を積極的に選択する

公共工事の際の原材料等の調達、また廃棄にあたっては、県の「再生資材利用基準」「建設副産物処理基準」に従い、できる限り環境への負荷が少ない公共工事を行う。

4 施設等の建築・改修における配慮

施設等の建築・改修にあたっては、用地の選定から設計・施工・運営に至るまで、環境への影響を総合的に検討し、下記の項目について可能な限り導入を図る。

断熱性や採光・通風に配慮した構造

温室効果ガスの排出の少ない省エネルギー機器・設備

バイオマスや太陽光等の新エネルギー機器・設備

雨水利用、地下浸透に配慮した設備等

市産木材の利用

施設用地等の緑化

5 市民、事業者との協力

温室効果ガスは、市民生活や事業活動との関わりの深いごみの処理や上水道の供給、また市民が利用する施設からの排出が多くを占めることから、地球温暖化防止への理解を得て、ごみの減量化・節水・省エネルギー等の協力を求める。

第5章 計画の推進・点検・評価

1 推進・点検体制

実行計画の着実な推進と継続的な改善を図るため、推進及び点検体制を整備することが必要である。推進及び点検に係る組織と役割は以下に示すとおりとする。

(1) 山梨市役所地球温暖化対策推進委員会

副市長、教育長、課長の職にある者をもって組織する。

計画全般の進行管理、評価・見直し等を行う。

計画全般の事項を所掌し、方針の決定を行う。

(2) 温暖化対策員

課ごとに温暖化対策員を選任する。施設の管理・運営を行っている課、また温暖化対策に関連する業務を行っている課については、必要に応じて複数名を選任する。

計画を推進するため、所属職員に対して自覚を促すよう啓発に努める。

エネルギー使用量や取組状況等の点検・評価を行い、指導・改善に当たる。

(3) 事務局

事務局は環境課とし、計画の推進に関する庶務を行う。

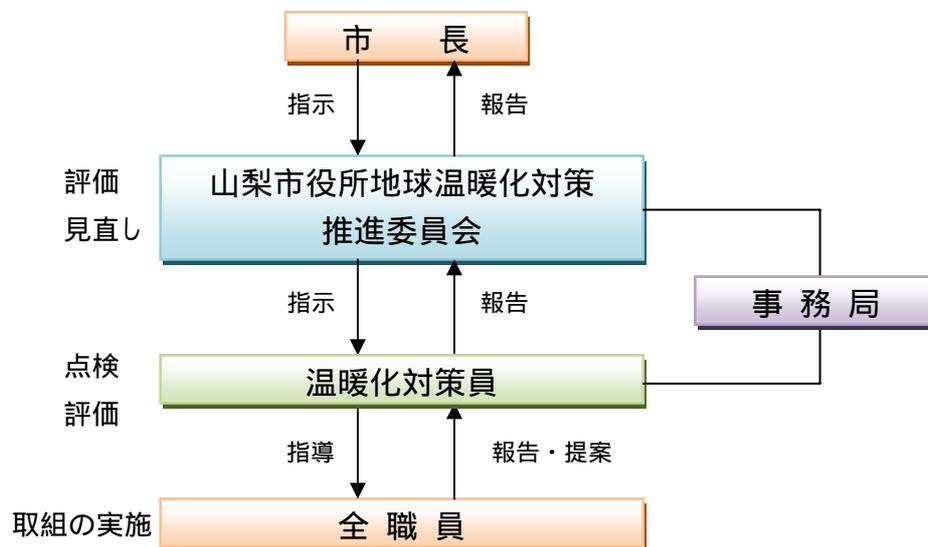


図3 推進・点検体制

2 進捗状況の点検と公表

(1) 点検項目と評価

温暖化対策員は、表 7 に挙げる項目について点検を行い、四半期ごとに事務局に報告する。また、年度ごとに各課・施設における取組状況の評価と次年度の重点取組事項の設定を行い、事務局に報告する。

表 7 点検項目と点検時期

	点検項目	点検時期
全 課	公用車燃料使用量（ガソリン、軽油）及び料金	使用料の支払時
	公用車走行距離	年度ごと
	公用車使用台数、使用人数	
	取組項目の実施状況	
施 設	電気使用量及び料金	使用料の支払時
	水道使用量及び料金	
	ガス使用量及び料金	
	冷暖房用燃料使用量（灯油、A 重油）及び料金	
	その他ボイラー燃料使用量（灯油、A 重油）及び料金	
	コピー用紙購入量及び料金	
	施設利用者数	月ごと
	施設従事者数	年度ごと
その他	【環境センター】廃プラスチック類の焼却量、一般廃棄物の焼却量、し尿・浄化槽汚泥の処理量	月ごと

(2) 計画の見直し

事務局は、温暖化対策員からの報告をとりまとめ、山梨市役所地球温暖化対策推進委員会に報告をする。委員会は、計画全般に関する評価を行い、次年度の取組方針の決定や、必要に応じた計画の見直しを行う。

(3) 進捗状況の公表

この計画の進捗状況は、毎年度とりまとめ、広報誌・ホームページ等を通じて公表する。また、計画の見直しを行った際にも、公表するものとする。

3 職員に対する研修

実行計画による取組の実効性を高めるためには、職員一人一人の意識の高まりと実践が必要と考えられる。

このため、職員に対し、環境に関する情報の提供や、知識習得のための学習機会への参加を奨励する。

(1) 職員に対する環境情報の提供

身近な環境問題から地球規模の環境問題まで、環境全般に関する情報の提供はもとより、地域での実践活動に関する情報の提供に努める。

(2) 職員に対する研修等の実施

職員の環境保全意識の向上を図るため、環境に関する研修等を実施するとともに、環境に関するセミナーや講演会への参加を促進するように努める。

職員全員を対象に、環境に関する研修を積極的に実施する。

庁内のパソコンネットワーク等を通じて、環境に関する情報提供を行う。

希望する職員が、環境に関するセミナーや活動に参加しやすい職場環境づくりを進める。